

山形県は、女性の賃金向上のため、女性非正規雇用労働者の所得向上を支援します。

賃金向上推進事業支援金 (賃金アップコース)

事業所内の女性非正規雇用労働者の所定労働時間1時間あたりの賃金(時給)を50円以上増額改定した場合に支援金を支給します。

支給額 **5万円/人** (1事業者あたり最大5人まで)

さらに、100円以上増額改定した場合には、加算金を上乗せ支給します。

加算金 **5万円/人**

※予算の範囲内での支給となります。御了承ください。

対象事業者 以下の要件を全て満たす事業所

- ・山形県内の中小企業等又は社会福祉法人であること
- ・本社及び対象事業所又は法人本部及び対象施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所であること

対象労働者 女性非正規雇用労働者で、以下の要件を全て満たす者

- ・令和7年4月1日から令和7年9月30日の間に、1回当たりの改定で時給50円以上増額されていること
- ・社会保険(健康保険及び厚生年金保険)に加入していること
- ・増額改定後1か月以上継続して雇用されていること
- ・キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の受給対象者でないこと
- ・山形県内の事業所に勤務し、山形県内に住所があること
- ・事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族でないこと

裏面もご確認ください

※国の「業務改善助成金」との併給はできません

(申請期限) 申請は、増額改定後1か月を経過してから可能となります。

増額改定後3か月以内又は令和7年11月28日のいずれか早い日



(申請期限の例) 増額改定日がR7.4.1の場合 → R7.6.30 必着
増額改定日がR7.9.30の場合 → R7.11.28必着

★予算がなくなり次第終了となりますので、ご了承ください。

<お問合せ先>

詳しくは県ホームページ

山形県 賃金向上推進事業

検索

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室

電話 023-630-2439 FAX 023-630-2376



R7.4.1

（提出書類）

- * 山形県賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース）支給申請書（様式第1号）
- * 支給対象労働者の内訳（様式第1号-1）
- * 増額改定前・後それぞれの労働条件通知書又はそれに準ずる書類の写し
- * 増額改定前・後それぞれ1か月の出勤簿（タイムカード等）
- * 増額改定前1か月・改定後1か月分の記載がある賃金台帳の写し
- * 賃金増額確認書（賃金アップコース）（様式第2号）
- * 雇用保険適用事業所設置届又は労働保険概算・確定保険料申告書（直近）等の写し
- * 誓約書（様式第3号）
- * 通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが確認できるページ）